

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第一分冊

The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Gesshakusen-ge (Part of Shoso-in-Monjo) and Explanatory Notes on it

宮川久美
MIYAGAWA Hisami

キーワード 布施 調布 生死同心 死生同心 生死不論 死生無闇 在物板屋

目 次

はじめに	第一分冊の 1
凡例	第一分冊の 1
月借錢解について	第一分冊の 2
月借錢解の国語的意味	第一分冊の 5
参考文献	第一分冊の 6
本文編（第一分冊では 11～20 のみ）	第二分冊の 3
補注（第二分冊では 4～6 のみ）	第二分冊の 22
参考文献追加	第二分冊の 25
月借錢解総目録	第二分冊の 26

訓読文

物部小千足解す。進納す可き布の事を申す。

合はせて調布貳丈壹尺

右件の布者今料を給はらむ時を以て將に進上せむ。

仍りて状を注して以て解す。

寶龜三年十二月廿日

別冊
大和水通

物部小千足解 申可進納布事
合調布貳丈壹尺

右件布者以今料給時將進上

仍注狀以解

寶龜三年貢旨

大和水通

注釈

物部小千足 月借錢解中見えるのはここのみ。物部子千足にもつくる。
校生。宝龜三年から四年に見える。

調布 養老元年十二月二日格によって長さ四丈二尺、闊二尺四寸を一
端と改正された。月借錢を布で返済する場合の一端の値は錢二百文で
ある(394085)。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

今 すぐに・まもなくの意。「今助けに来ね」(古事記歌謡14)

料給時 1、4の注釈および補注参照。

大和水通 月借錢解中見えるのはここのみ。校生。天平宝字二年から

宝龜四年まで、校帳・校生手実等に見える。そのほか、校生手実や經
師手実・經師請暇解・經師請墨手実帳などに「勘」として署名してい
る。ここ署名も「勘」すなわち、チェックしました、という意味の
ものであろう。

物部小千足解 申可進納布事
合調布貳丈壹尺

右件布者以今料給時將進上、仍注狀以解、

寶龜三年十二月廿日

別冊
大和水通

念林宅成大坂廣川月借錢解 六ノ四二四一四二五 続修二十三一

三〇四

訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫（一月の利は百両文。質物は布施料の調布者）

念林宅成 伍佰文

大坂廣川

伍佰文

上件の錢は請ふ人等、生死を論ぜず同心にて請ふこと前の如し

寶龜三年十二月廿五日

〔別筆一・未〕
員に依りて行へ 葛井典之（綿の直の内） 上馬養〔別筆一・未〕
四月三日を以て六百九十五文を納む。

五百文は本

一百九十五文は三月之利

〔返済記録一・未〕
七月十七日を以て九百廿三文を納む。

五百文は本

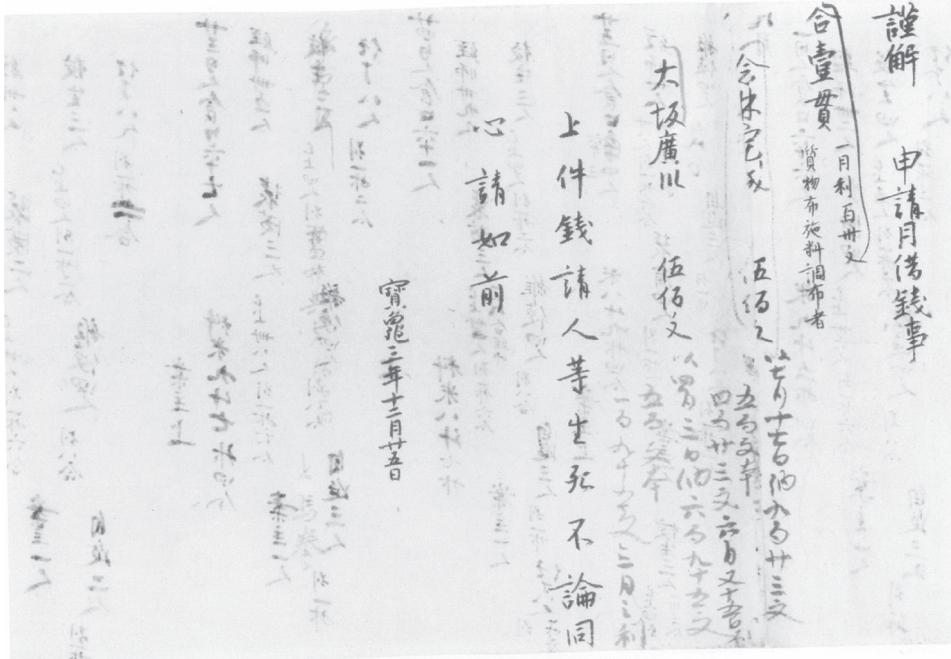
四百廿三文は六月又十五日の利

注釈

布施料

「布施」はサンスクリット語の漢訳で仏・僧・貧窮者に施し与えること。またその財物のこと。「料」は俸禄以外の食料や金錢等の手当のこと。写經所での報酬は写經という仏事にかかる仕事であるため「布施」（529 42 61 62 71 101 301）、「布施料」（12）、「施料」（80）といふ。もとより「料」（1 3 4 7 10 11 13 21 25 26 28 30 32 34 37 39 41 43 44 46 49 50）という例も多い。

調布 養老元年十二月二日格によって長さ四丈二尺、闊二尺四寸を一



謹解 申請月借錢事

合壹貫
質物布施料調布者

念林宅成

伍佰文

以七百月十五日納九百廿三文
四百廿三文六月又十五日利

大坂廣川

伍佰文

以四百月三日納六百九十五文
一百九文奉納文五十五文三月之利

上件錢請人等生死不論同心請如前

寶龜三年十二月廿五日

依貪行

葛井典之
綿宣内

上馬養

端と改正された。月借錢を布で返済する場合の一端の値は錢二百文である（394085）。
ねんりやかなり
念林宅成 経師。天平宝字七年～宝亀五年に見える。1216505664に見える。

大坂廣川 経師。廣河にも作る。宝亀二年から六年に見える。月借錢では1216535659に見える。

綿直内 直は値に同じ。あたひ。宝亀三年七月十二日に奉写一切経司から請來した庸綿・黒綿一百屯の値五貫八百文の内、の意（『大日古十九一一五 『続々修』二一九）。貸し付ける錢の財源を記したものの（山下有美「月借錢再考」三三〇頁～三三三頁『日本古代の王権と社会』所収）。3の注釈「一切」参照。

生死不論同心 「生死不論」は正格の漢文の語順では「不論生死」とるべき。生死にかかわらず二人が連帶して債務を負うことを誓う。

9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

*返済記録1は大坂廣川のもの。同じ行の余白に書かれている。

*返済記録2は念林宅成のもの。同じ行の余白に書かれている。
葛井典之 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名を記したもの。10の注釈参照。

13 八木宮主月借錢解 六ノ四二五 繼修二十三一一

訓讀文

謹みて解す。
月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文（利は月別に百卅文。質は布四端）
右は三箇月の内を限りて将に數の如く備儲して進納せむ。若し期月
を過ぎなば料を賜はりて進納せむ。仍りて状を注して以て解す。

寶龜三年十一月廿七日

八木宮主

八 刑部「廣濱」

氏部小勝

典之 わんなり
上馬甘 かみのうまかひ

〔別筆・朱〕

〔返済記録・朱〕
「四年七月十二日を以て一千八百廿四文〔を納む〕」
△一千文は本。八

百廿四文は六月又十日利

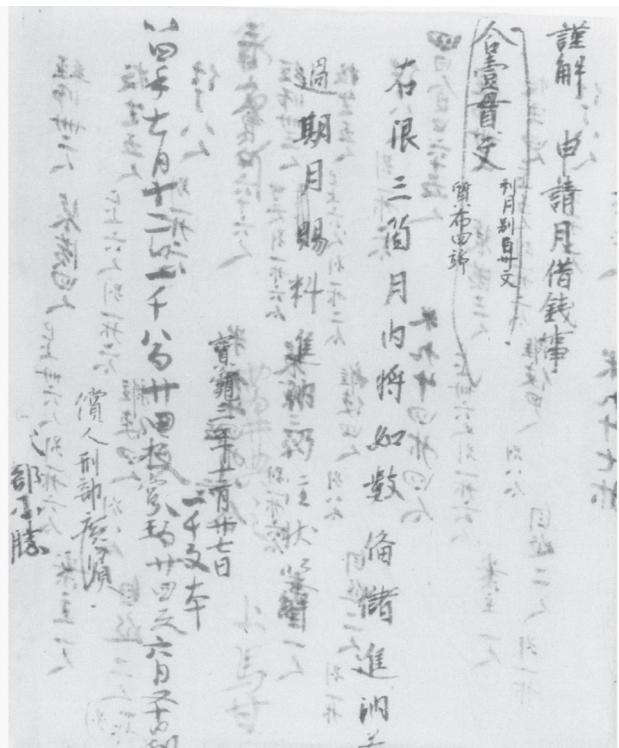
備儲 儲備(7)に同じ。設け備えての意。1の注釈「本利共備」

参照。

若過期月
1の注釈「若過期限」参照。

八木富主 装潢。氏を陽枳・矢木にも作る。宝亀元年から五年まで奉写一切経所に出仕している。月借錢解では13 43 57 58 75 80 83に見える。
償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「保人」(207)
は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雜令19)。

刑部廣濱 装潢。4
13 54 57 58 83 107 に見える。4 参照。



謹解 申請月借錢事

合壹貫文利月別百冊文
實布四端

*右限三箇月内、將如數儲進納、若過期月、賜料進納、仍注狀、以解、

寶龜三年十二月廿七日

*依貞行 葛井典之 上馬甘 八木宮主

*償人刑部廣濱

氏部小勝

氏部小勝うちべのをかつ
装潢。 氏男勝、宇治部男勝にも作る。景雲四年から宝龜五年にかけて東大寺写経所に出仕した。13-23に見える。
上馬甘うみのまかひ
校生・東大寺写経所領・案主・主典。 馬養に作る方が多く、月借錢解中、馬甘につくるのは13と32のみ。1参照。
月別 1の注釈の「別月卅九文」、4の注釈の「毎月」および・補注
1 参照。

葛井典之ふぢゐのきくわんなり
六月又十日利 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名を記したもの。10の注釈参照。

14 田部国守・占部忍男月借錢解 六ノ四二六 続修二十三一五〇六

訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文（利は月別に百卅文を加ふ）

謹解 申請月借錢事

加利月別るサ文

壹貫文

田部国守伍伯文

質家一區地十六分之四一枚物板屋二間

占部忍男伍伯文

質家一區地十六分之四一枚物板屋二間

占部忍男伍伯文

質家一區地十六分之四一枚物板屋二間左京九條三坊に在り

右件錢者限二箇月本利并將

進上若期過二人同心質家成沾

進納仍具注狀以解

寶龜三年十一月廿日

甲申國守

注釈

田部国守

経師。田辺にも作る。142375に見える。天平十五年から宝

龜五年に見える「国」は、俗字体のくにがまえに王である。写真参照。

占部忍男

経師。景雲四年から宝龜七年にかけ、東大寺奉写一切経所に出仕した。月借錢解では1449628698103に見える。

右件の錢者は、二箇月を限りて本利并せて將に進上せむ。若し期過ぎなば二人同心にて質家を成し沾りて進納せむ。仍りて具さに状を注して以て解す。

寶龜三年十二月廿八日

田部「國守」
自署

占部「忍男」
自署

「員に依りて行へ」

出舉之内

葛井典に依る」

〔返済記録1・未了〕
四月三日を以て六百九十五文〔を納む〕 三月之利」

〔返済記録2・未了〕
四月四日を以て六百九十五文を納む。五百文は本、一百九十五文は

三月の利」

譯解 申請月借錢事

伍佰文 加利月別百卅文

合壹貫文

田部国守伍伯文 質家一區地十六分之一四一在物板屋二間
在左京九條三坊 五百文率一百九十九十五文三月利

占部忍男伍伯文 質家一區地十六分之四一在物板屋二間
在左京九條三坊 五百文率一百九十九十五文三月利

右件錢者、限二箇月、奉利并將進上、着期過、二人同心、質家成沽進納、仍具
注狀以解、

寶龜三年十二月廿八日

田部 国 守

占部 忍男

*
依葛井典

出舉之内

依葛井典

十六分之四一 一坪の十六分の一の四分の一の意。
条と坊の大路に囲まれた一坊を十六等分したものが一坪、一坪をさらには十六等分して平城京の下級官人の宅地の標準的な面積の基準としている。宝龜年間の月借錢解に見える宅地の広さは、十六分の一をさらに半分・また四分の一したものになっている。直木孝次郎編『古代を考える 奈良』所収 栗原永遠男「都のくらし」89~92ページ参照。
右件二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。
本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。
若期過 もし約束の時が過ぎてしまつたら、の意。1の注釈「若過期限」参照。

二人同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。
出舉之内 貸し出す金の財源を示している。3の注釈「一切」参照。

「舉」の字体は写真参照。月借錢解ではすべてこの字体。

依葛井典 葛井主典荒海が裁可に関わっていることを上馬養が記録したもの。10の注釈参照。

*返済記録1は占部忍男の名の下、質物の割り注の横に書かれている。
*返済記録2は田部国守の名の下、質物の割り注の横に書かれている。

伍佰文 「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。
月別 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。1の注釈・補注参照。

家一區 一区画の土地建物

二箇月 「箇」の字体は「箇」に作る。写真参照。

在物板屋 家財道具などが入ったままの板屋の意。補注5参照。なお、

この意では「在」は「有」であるべき。「あり」という訓を介しての誤り。

15 他田建足・葉内真公月借錢解 六ノ四二六～四二七 続修二三一七

訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

謹解
申請 請借錢事

合はせて漆佰文 〔利は百〔文〕ごとに十三文〕 質物は家一區 〔左京八條四坊に在り。 地十六分之一、 四分之一、 物在る板屋一間〕

他田舎人建足 二百文

葉内連真公五百文

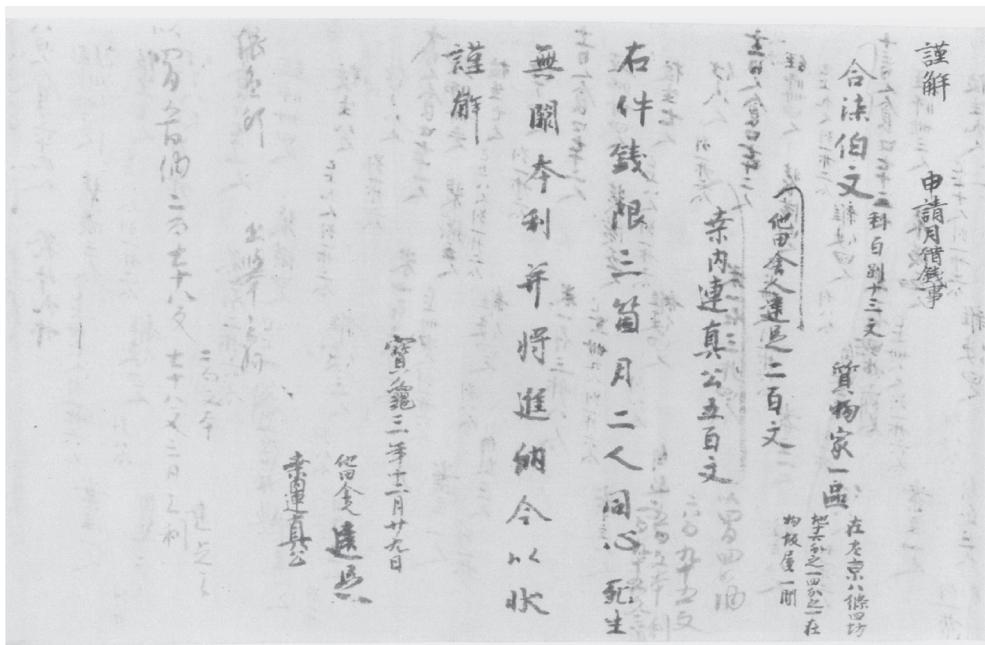
右件 錄限三箇月二入同心死生
無闇本利并將進納今以狀
〔員に依りて行へ 出舉之内 葛井典に依る〕
〔別筆・未〕

寶龜三年十二月廿九日

他田舎人「建足」

葉内連真公

〔員に依りて行へ 出舉之内 葛井典に依る〕
〔別筆・未〕
〔四月四日を以て六百九十五文を納む。 五百文は本。 一百九十五文は三月の利〕
〔四月五日を以て二百七十八文を納む。 〔二百文は本。 七八文は三月之利〕 建足之〕



謹解 申請月借錢事

合添伯文

利百別十三文

他田舍人建足三百文

来内連真公五百文

以四月四日納
五百九十五文
一百九十五文
三月利

質物家一區四在左京八條四坊地十六分之一
在今之在物板屋一間

右件錢限三箇月、二人同心、死生無闕本利并將進納、今以狀、謹解、

寶龜三年十二月廿九日

他田舍人 建足

来内連真公

依貞行

出舉之内

依葛井典

以四月五日納二百七十八文

二百七十八文
三月之利
建足之

右件二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。
二人同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。
死生無闕 死んでも生きても必ず、の意。補注6参照。
本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。
出舉之内 貸し出す金の財源を示す。14の注釈および、3の注釈参照。
依葛井典 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名を記したもの。10の注釈参照。

*返済記録1は四行目の来内真公の名の下に書き込まれている。

注釈

漆伯文 「漆」の字体、「伯」の字体は写真参照

他田建足 「おさだたけたり」 経師。宝龜元年、東大寺奉写一切経所に出仕。四年まで見

える。月借錢解ではここのみに見える。

来内真公 「くはなしのまさみ」 経師。宝龜二年から七年まで奉写一切経所に奉仕した。月借錢解では15 21 28 62 76 87 94 96 103に見える。

在物板屋 家財道具などが入ったままの板屋の意。14の注釈および補注5参照。

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文（一月の利は百五十文）
右、二月の内を限りて請ふこと件の如し。若し期日過ぐれば一倍に
成して將に進納せむ。仍りて状を注して謹みて解す。

寶龜四年正月廿五日 受念林宅成

相受 大坂廣川

員に依りて行へ 葛井 上馬養

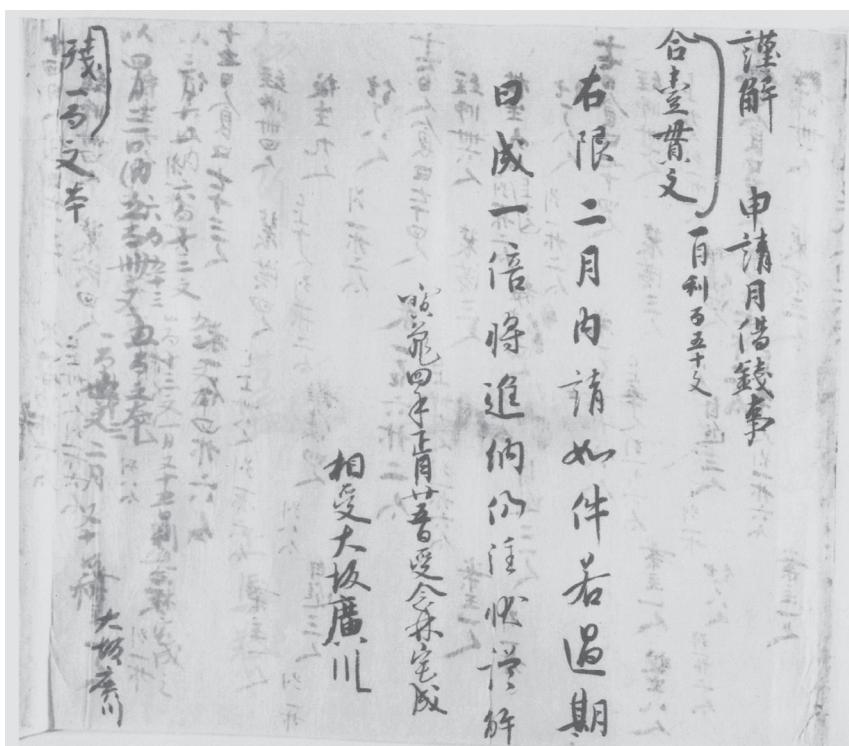
〔返済記録¹・朱〕
「三月十日を以て六百十三文を納む。五百文は本。一百十三文は一
月又十五日の利」念林宅成之

〔返済記録²・朱〕
「四月三日を以て五百冊文を納む。五百文は本。一百冊文は一月又
十日の利」

「（六百五十三）」（返済記録²の五百冊文の右側に）
「（五十三）」（返済記録²の一百冊文の右側に）

〔返済記録³〕
「残一百文文本」

〔返済記録⁴〕
「大坂廣川」



注釈

若過期日 1の注釈「若過期限」参照。

念林宅成 ねんりんやかなり
経師。 12 参照。

大坂廣川 おほさかのひろかわ
経師。 12 参照。

相受 一人がともに標記の金額を連帶して借り、互いに連帶して返済
義務を負うことを示している。補注²参照。

謹解 申請月借錢事

合壹貢文 一月利百五十文

右限二月内、請如件、着過期日、成一倍將進納、仍注状、謹解、

寶龜四年正月廿五日受念林宅成

相受 大坂廣川

依貪行

葛井

上馬養

* 以三月十日納六百十三文五百文奪
五百文三文 一月又十五日利 念林宅成之

(別筆)
「殘一百文奉」

* 以四月三日納五百冊文五百文奉
五百文二月又十日利

(別筆)
大坂廣川

葛井 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名を記したもの。10の注釈参照。

* 返済記録1は念林宅成のもの。

* 返済記録2の割り注の「五」は「四」の上からの重ね書き。四月三日の時点では「四」であった。四月三日に返済したのは元本四百文と二箇月十日分の利子百四十文の計五百四十文。大坂廣川の返済記録。

* 返済記録3 残一百文は四月三日の返済の結果、元本の残高が百文であることを記したもの。墨で書かれている。

* 返済記録4 大坂廣川 墨で書かれており、返済記録3と同時に書かれたかと思われる。返済記録3が大坂廣川のものであることを示しているようである。その後残高の百文を返済した時点で、結果的に五百文返したことになるので四月三日の記録の「四」の上に「五」を重ね書きした。また、百文とその利息十三文を加えて「五百冊文」の右側に「六百五十三」を書き加えている。また、四月三日時点での利息「一百冊文」の上に重ねて右側に「一百五十三」と訂正している。これは百四十文に一月分の利息十三文足した金額である。

訓読文

高向小祖解す。

用代錢を請ふ事を申す。

高向祖解
申請用代錢事

合壹貲文

右件鉄者限廿日許所請如付

謹以解

寶龜四年二月廿一日

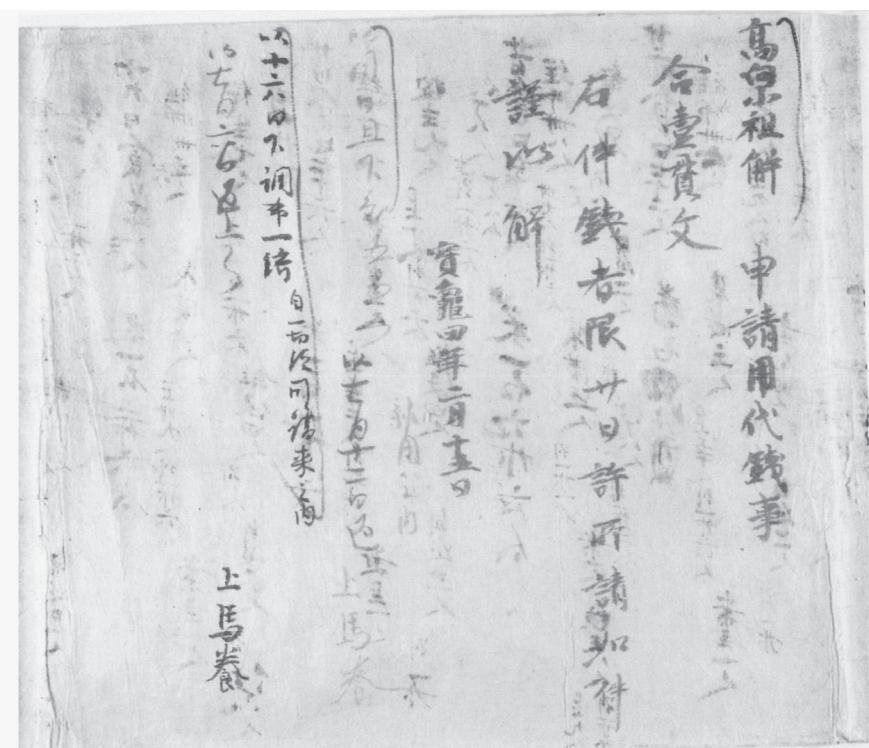
寶龜四年二月廿一日
右件鉄者限廿日許所請如付

上馬養

十六口不調布一端

自返済司請來萬

上馬養



注釈

高向小祖 経師。子祖父・子父祖・子祖・少祖にも作る。天平勝宝二年から宝龜四年に見える。月借錢解では17 19 22 74 75 82 89に見える。

用代錢 未詳

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

限廿日許 月借錢は、一箇月単位で請うのが原則であり、「請用代錢」

ともあるので、この文書は月借錢解かどうかわからない。

雜用之内 五百文の財源が雜用の予算であることを示す。3の注釈「一切」参照。

調布 養老元年十二月二日格によって長さ四丈二尺、闊二尺四寸を一端と改正された。月借錢を布で返済する場合の一端の値は錢二百文である(39 40 85)。

一切経司 奉写一切経司

*返済記録1は別筆1の左下、返済記録2は別筆2の左側に書かれて

高向小祖解 申請用代錢事

合壹貫文

右件錢者、限廿日許、所請如件、謹以解、

寶龜四年二月十五日

* 以同日且下充五百文 雜用之内
以七月十二日返上了 上馬養

(別筆)
* 以十六日下調布一端

自一切經司讀來之内

上馬養

* 以七月六日返上了

いる。

訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて肆佰文（利は百文錢に別月に十五文。質物は夏の衣服と已に云へり。）

右件の錢者來たる四月の内に本利并せて數の如く進上せむ。仍りて状を注して以て謹みて解す。

寶龜四年一月卅日

茨田千足

償 漢部佐美麻呂

〔員に依りて行へ 葛井典之 上馬養〕

〔返済記録〕「五月廿六日を以て五百六十文を納む。〈四百文は本。一百六十文

は利〉」

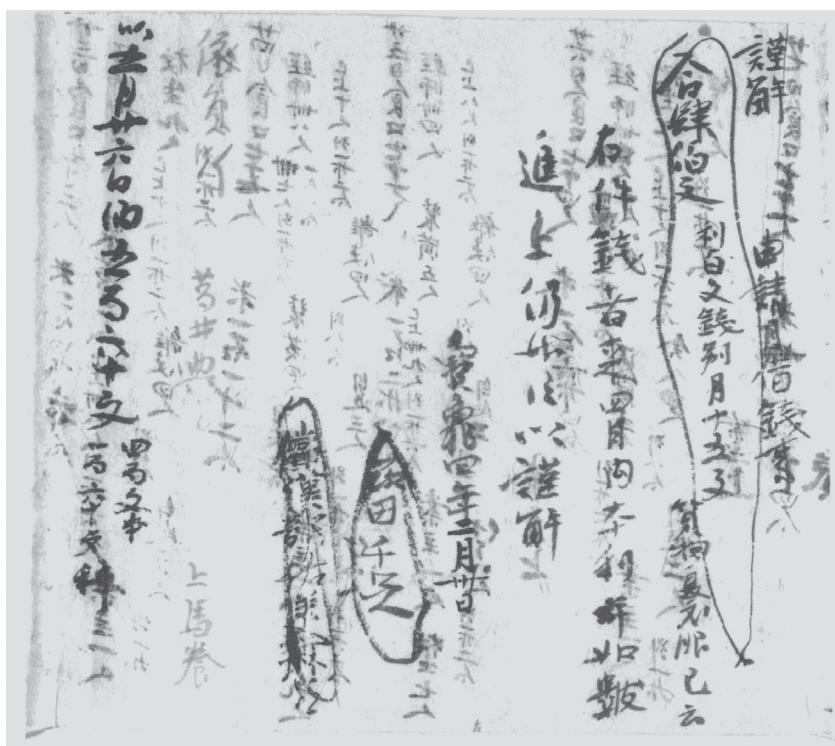
注釈

別月 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。正格の漢文の語順は「月別」。1の注釈および補注1参照。

質物夏衣服 官人は官位に応じて季禄をなわち春夏の禄を二月に、秋冬の禄を八月に給せられた（禄令2）。茨田千足は写経生ではなく、布施の布を担保にすることができないので季禄の衣を担保にしたのである。9 27 60 参照。

茨田千足 天平宝字六年、造東大寺司の綿交易使となり、同七年造物所舍人。そのほかに見えるのはここのみ。

償 儻人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする「保人」（207）は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする（雜令19）。漢部佐美麻呂 経師。佐美万呂・沙彌万呂にも作る。宝龜元年より東



謹解 申請月借錢事

◎合肆伯文 利百文錢別月十五文 質物夏衣服已云

右件錢者來四月內、奉利并如數進上、仍狀注以謹解、

寶龜四年二月卅日

(茨田千足)

葛井典之

依貞行
別筆
以五月廿六日納五百六十文

四百六十文利

上馬養

(償漢部佐羨齋)

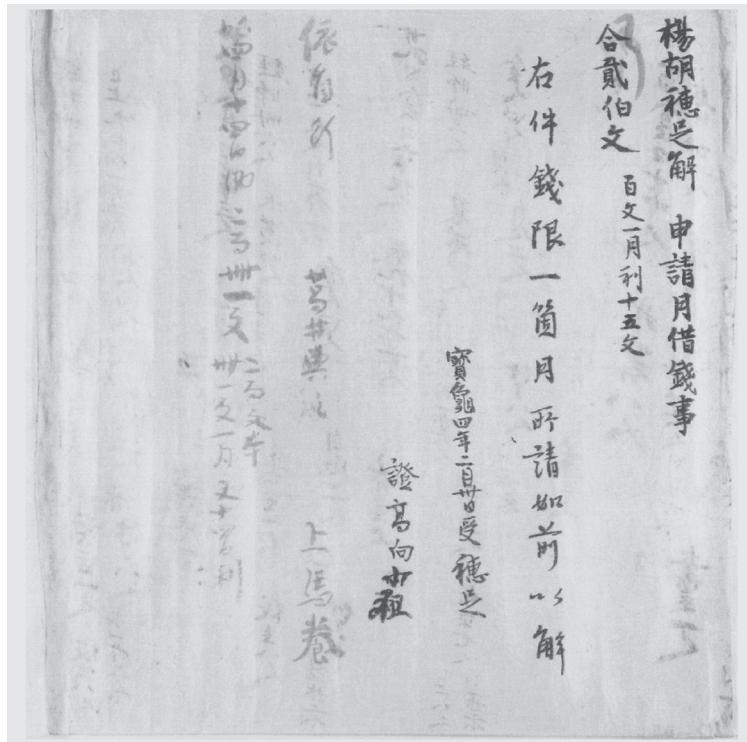
大寺写経所に出仕。六年まで手実がある。月借錢解では18 32 40 44に見える。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

葛井典之 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名を記したもの。10の注釈参照。

19 楊胡穂足月借錢解 六ノ四七五～四七六 続修二十三一十一



訓読文

楊胡穂足解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて貳佰文（百文の「一月の利は十五文」）
右件の錢は一箇月を限りて請ふ所前の如し。以て解す。

寶龜四年二月廿日 受 穂足

〔員に依りて行へ〕 葛井典之 證 高向「小祖」
〔返済記録〕 上馬養

「四月十四日を以て二百冊一文を納む。〔百文は本。冊一文は一月又十四日の利〕」

注釈

楊胡穂足 経師。陽侯・楊侯・陽胡にも作る。月借錢解では1975年7月に見える。宝龜三年、奉写一切経所に出仕し、七年まで見える。

貳佰文 「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

證 事実の有無を証明する人。1の注釈「保」参照。

高向小祖 経師。月借錢解では1719年2274年75年82年89年に見える。17参照。

葛井典之 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名を記したもの。10の注釈参照。

楊胡穗^足解 申請月借錢事

合貳伯文

百文一月利十五文

右件錢限一箇月、所請如前、以解、

寶龜四年二月廿日受 穗^足

證高向小祖

葛井典之 上馬養

^{*}依貞行
以四月十四日納二百冊一文二百文奉一月又十四日利一

訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて肆佰文（利は百（文）別に十五文）

右件の錢は一月之内を限りて請ふこと件の如し。仍りて謹みて申す。

寶龜四年三月十日 別家足

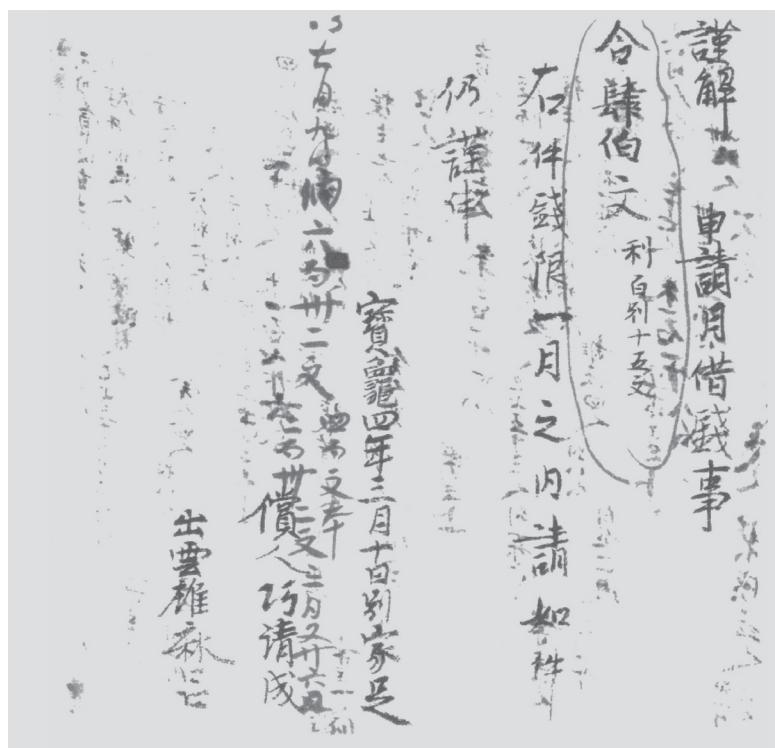
賃人 巧清成

出雲雄麻呂

〔別筆・朱〕 葛井典之

上馬養

〔返済記録・朱〕 七月九日 を以て六百卅二文を納む。〈四百文は本。二百卅二文は三月又廿六日之利〉



注釈

肆佰文 「百」の字体は一画少ない字体。写真参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

別家足 経師。宝亀二年、別公とも。奉写一切経所に出仕し、四年

まで見える。月借錢解ではここのみに見える。

債人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「保人」(207)

は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする（雜令19）。

巧清成 経師。工にも作る。月借錢解では7 10 20 38 79 87に見える。

7 参照。

出雲雄麻呂 経師。小万呂・雄麻呂にも作る。宝亀三年から東大寺写

経所に出仕。七年まで見える。月借錢解では20 28 34 37 65に見える。

葛井典之 上馬養がこの借錢の裁可に関わるものとして葛井荒海の名を記したもの。10の注釈参照。

謹解 申請月借錢事

合肆伯文
利百別十五文

右件錢限一月之內、請如件、仍謹申、

以七月九日納六百卅二文
四百文余
二百卅二文
三月又廿六日之利

寶龜四年三月十日別家足

償人 巧清成

出雲雄麻呂

依貞行

葛井典之

上馬養

補注

4 ～成す・成し～

月借錢解では、返済を約束する文言として、元本と利息の両方をそろえて返済することを

「本利并成」(本利并せ成して) (8)

「本利并」(23 10 14 15 18 21 23 24 29 32 34 41 59 60 61 81 91 96 103 206)

「并本利」(30) (いずれも、本利并せて、とよむ。語順は30が正格)

と表現する。

また、「もし期限を過ぎてしまつた場合は、質物を売つてでも必ず数の通り返済する」ことを次のような表現で約束する。

「質物成賣」(質物を成し賣りて) (1 49 52)、

「質物成沽」(質物を成し沽りて) (23)、

「質家成沽」(質の家を成し沽りて) (14)、

「質進布矣、賣成」(質に進りし布を賣り成して) (25)、

「沽成質物」(質物を沽り成して) (2)、

「質物沽成」(質物を沽り成して) (69)

これらの「成す」の意味について考察するために『大日本古文書』の中から「成」を熟語の前後に含む例を搜してみるとつきのようなものがある。

1 「成買」

「将成買進上」(四ノ三六六) (將に成し買ひて進上せむ)

これは、稻を交易して糸にかえて進上するという記事である。

2 「求成」

「求成進上」(五ノ五二四)

これは、盜まれた畠を探し出して進上するという例である。

3 「成求」

「成求將進」(五ノ五三七)

これは、なくした伎樂の道具を後日必ず探し出して進上するというものである。

4 「取成」

「謹解 申東大寺様檜皮取進上事：右件參人生死同心取成將進上」
(十五ノ三五八)

これは事書きのところで、檜皮を「取進上」と言い、同じ事を本文で「取成將進上」といつている。

このように「本利并せ成して」と「本利并せて」、「成し売る」と「売り成す」、「求め成す」と「成し求む」、「取り成す」と「取る」とがほとんど同じように用いられている。

「并せ成す」「売(沽)り成す」「求め成す」「取り成す」は、「思ひなす」「作りなす」「植ゑなす」などと同じ語構成で「成す」は補助動詞的な用法かと思われる。「成し売(沽)る」「成し求む」は、「なし遂ぐ」などと同じ語構成で、複合語ではあってもほとんど接頭辞的な用法であろう。いずれも、本動詞に、「そのようにきちんととする」というような重みを添える接辞のような働きをしているものと思われる。これらは漢語の熟語ではなく、日本語の表現に漢字を当てたものであると考えられる。

5 「増成」

「符 山作領三嶋豊羽 玉作子綿等 一 仰遣長押七八寸、桁二丈：依員今明日進上、但増成者、依此符耳、一作了者、宜工早速進上、

⋮」(十五ノ一六三)

これは、造石山院所から山作所に宛てた符の案で、すでに、命じてあ

る長押以下の材については今日明日中に数の通りに進上せよ、但し、増し成し、すなわち、追加で作る分はこの符に依れ、という意味らしい。「成す」は「作了者」とあるところからも、「作る」意であろう。「増成」という漢語は例が見つからず、日本語の「増しつくる」意を漢字で表現したものであろう。

6 「作成」

「若有闕者、遣人作成」(三ノ二〇〇)

「若有一人闕者、残人等必作成」(十五ノ三六〇)

「若此材一枝亡失、真月石国等作成将進上」(五ノ二六〇)

これらは、装潢が紙を造ることや、雑材を作ること、檜皮を作ることを請け負う文書である。「作」も「成」もいざれも作る意でこれらは同義結合の漢語の熟語である。

また、月借錢解中、返済を約束する文言の中で次のような例が四例ある。

「成而進上」(成して進上せむ) (201)

ある。

「成倍將進納」(一倍に成して將に進納せむ) (16)

「成半倍將進納」(半倍に成して將に進納せむ) (207)

「成一倍に成す」は、元の金を二倍に、「半倍に成す」は元の金を一・

五倍に「成す(する)」意である。(201)の「成して」は返済金を作つての意だろう。これらも漢語ではなく、日本語の表現に漢字を当てたもののように思われる。

5 在物板屋 (14)

家財道具などが入ったままの板屋の意。

『大日本古文書』六ノ一一八ノ一二二「家屋資財請返解案(唐招提寺文書)」に父母の家並びに資財を父の妹三人が同心して(共謀して)

奪い取ったのでそれを取り戻したいとする解文がある。ここに、「合

はせて家肆區。一區は无物。一區は板倉三宇。二字は稻積満。一字は雜物積。檜皮葺板屋一□板屋一宇は物在。……草葺屋一宇、板屋三宇、並びに在雜物。……草葺屋一宇、板屋三宇並空などとある。

取り戻したい建物の現況を記したもので、板倉の一字は稻積が満ちている、二字は雜物が積んである、二字は物が在る。草葺屋一宇、板屋三宇は、どれも雜物が在る。草葺屋一宇、板屋三宇はどれも空であるという意味である。文書全体が宣命書きでもあり語順は「物在」であったり、「在雜物」であったりしている。ここから考へて、この月借錢解でも、抵当に差し出された家一区の現況が一区画の土地に物の入ったままの板屋が二間あることを示していると思われる。

6 生死同心

月借錢解中、「二人生死同心」(201202)、「二人同心」(1415475194)、

「三人同心」(79)、「二人等生死同心」(61)、「二人同心死生無闕」(15)、

「二人死生同心」(45)、「三人死生同心」(203)、「四人同心」(5898)、

「請人等生死同心結」(86)、「六人等生死同心」(9)、「生死不論同心」(12)、「若有此中一人闕」留人等同心」(48)等の表現がある。「二人

同意」(59)ともする。いざれも二人～六人、誰々かを明記してそれらの人々が連帶債務者となって、そのうちの誰かが死亡等により欠けることがあっても残った者が返済義務を負うことを誓うものである。

月借錢解以外では、201203の出挙錢解のほか、仏殿一字の檜皮葺を「葺作功百冊人 功錢一貫二百文、米貳斛肆斗、塩肆升捌合」で請け負い、「右、羽栗大山等衆五人同心將奉葺、若有一人闕者、残人等必作成」と誓うもの(『大日本古文書』十五ノ三六〇(～三六一)、東大寺様檜皮を「右件參人、生死同心、取成將進上。若過期逃亡、殘人依員

進申」というもの（『大日本古文書』十五ノ三五八～三五九）、比木伍枝を来九月十日までに必ず宇治津に進上することを請け負い、「若期日過、罪重給、加利進納。石国　曰佐真月　鑑万呂　四人等同心」と誓うもの（『大日本古文書』卷五ノ二七一～二七二）、^{五百}百十束を、高椅連乙麻呂と三千代連黒麻呂がそれぞれ七十束、直錢二百十文、冊束、直錢百廿文で請け負い、「右二人生死同心而八月内進上」することを誓うもの（『大日本古文書』卷十二ノ三一一三一二頁）等がある。大税（正税）出挙が個人単位で、死亡した場合は免税になるのと比較して、201 202 203 の出挙錢解は家族が連帯債務者になり、そのうち誰かが死亡しても残った者が債務を負うという点で著しく異なっている。月借錢解以外のこれらの文書の紙背が石山寺関係文書であることから、これらの文書が写経所に残った経緯については検討が必要であるが、寺に關係する借錢・請負契約であることが月借錢解と共通するのではないかと思われる。寺からの借錢は借りた本人が死亡しても免責されないのである。

たとえば、三家連豊継の父三家連息嶋は觀世音寺の稻の事を預かって、仕え奉っていたが、四千六百束の稻を進らないまゝ、身命死亡したため、息子、豊継は奴婢五人を稻の代わりとして寺に進り入れた、といふ（『大日本古文書』十四ノ二七一～二七二頁）。

逆に、寺の稻を預かったまま死んだことを遺族が知らずに返済しないと、亡くなった人が牛になつて寺の為に使役されることになると、いた話もある（『日本靈異記』中卷第二十一縁）。どちらの例も、寺の稻を預かるとはその寺の為に知識を率引して財政に資することをいう。寺の稻・錢を預かる（借りる）ことは、寺の財政に資することになり、それは知識を結ぶこと、仏に結縁することになると考えられる。

他に例が見いだせない一方で、『万葉集』には竹取翁の歌に和えた娘子の歌「死藻生藻同心迹結而為」（卷十六一三七九七）がある。このように、寺の交易の錢を受けて商い奉るが故に」と取りなしたた「免すべし。寺の交易の錢を受けて商い奉るが故に」と取りなしたため、その難を逃れたという話もあるのである（『日本靈異記』中卷第二十四縁）。

このような借錢は一般的の商取引や納税と異なり、個人単位でするのではなく、結縁して死んでも遂行するのに意味があったのだと考えられる。

瀧川政次郎『万葉律令考』（一九七四年、東京堂出版、四四三～四四八頁）は、敦煌文書の借錢解には「生死同心」と記したものを見当たらぬゆえに、「生死同心」「死生同心」なる制度は日本で独自に成立したものであると断じている。指摘の通り、「同心」は、心を同じくして協力する、共謀する、離れていても心と心が通じ合う、また、盟約を結んで仏に結縁するというような広い意味を持ち、その用例は漢籍にも懷風藻、日本書紀、続日本紀、日本靈異記、今昔物語集等にも多数見られる。しかし、「生死同心」は、右に挙げた、月借錢解・出挙錢解といくつかの請負契約書に見えるのみで、漢籍の例は管見に入らない。平安遺文を検索しても一例見えるのみである。これは、清凉寺釈迦堂本尊の胎内文書で、僧裔然と東大寺僧義藏とが「死生同心」にして京都愛宕山に伽藍を建立することを誓った結縁状である（『平安遺文』卷九一三四八～三四八一頁）。このことから「生死（死生）同心」は、特に、盟約を結んで仏に結縁する意味に用いられたのではないかと思われる。

の歌の作者と写経に携わった経師か月借錢解や出舉錢解の様式に慣れた人との何らかの関係が想像され興味深い。

詳しく述べ別稿「生死同心」参照。

参考文献追加

- (一) 瀧川政次郎『万葉律令考』(一九七四年、東京堂出版)
- (二) 山下有美『月借錢再考』栄原永遠男編『日本古代の王権と社会』塙書房、二〇一〇年(所収)

「第一分冊の6頁」の参考文献に右二件を追加した。

付記

なお、写真は宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』(八木書店)を用いた・釈文は、東大資料編纂所『大日本古文書(編年)』の釈文を原文の体裁のまま転載した。八木書店・東大資料編纂所には転載許可を頂いた。正倉院事務所には届け出た。いずれも便宜を図つていただき感謝いたします。

本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹教授の授業「中国言語文化構造論」において、松尾教授の指導の下、桑原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成了たものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意を表します。

(一〇一一年十二月九日補訂)
(一〇〇九年二月九日)

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第二分冊

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
001	06.272-273	統二十一1	謹解	申請月借錢事	合參伯文〈利別月卅九文質物布二端〉右件 錢限二箇月之内本利共 備將進上若過期限料給 時質物成賣如數進納仍 錄事狀謹解	寶龜三年 二月十四日	給 當麻鷹養	償 若倭部 益國 敢男 足	
002	06.273-274	統二十一2	支部濱 足解	申請月借錢事	合錢壹貫文〈利者加月 ／別百三十文〉質物 家壹區〈地十六分之半 板屋／二間在右京三條 三坊／又口分田三町〈 葛下郡〉〉右限二箇 月本利并將進納若期日 過者沽成質物一倍將進 上仍錄事狀解	寶龜三年 二月廿四日	專受 濱足		
003	06.274-275	統二十一3	秦度守 解	申請月借錢事	合貳伯文〈利別月卅四 文〉質布一匹 右件錢 者料給時數本利并將進 上仍注事狀謹解	寶龜三年 二月廿四日		償 若倭部 益國 金月 足	
004	06.285	統修二十一 4	刑部廣 濱謹解	申請月借錢事	合伍伯文〈每月加利六 十五文〉質物調布參端 右件錢者當料給日將 進上仍柱狀謹申	寶龜三年 二月廿九日			
005	06.285-286	統後二十3	謹解	申請月借錢事	合參伯文〈一月之利卅 九文〉右件錢布施給 日並本利而進納仍注 事狀謹解	寶龜三年 二月卅日	物部道成		
006	06.312-313	統後二十4	謹解	申請月借錢事	合壹伯伍拾文〈一月利 廿二文〉右限一月內 所請如件	寶龜三年 四月十二日	念林老人		
007	06.331	統後二十5	巧清成 謹解	申請借錢事	合錢伍伯文〈利每一百 月十三文〉右件錢當 料給日而本利儲備將進 上仍錄狀謹以申	寶龜三年 四月十三日		證 敢臣男 足 證 他 田嶋万呂	
008	06.331	統後二十7	謹解	申請借錢事	合新錢壹貫文〈壹月利 百卅文〉右錢限壹箇 月本利并成將進納仍注 事狀謹解	寶龜三年 六月十八日	能登國依 受 能 登男人		
009	06.390-391	統二十一5	謹解	申請月借錢事	合貳貫文〈加利一月百 別十三文〉右件錢當 冬衣服給進納仍注具狀 謹以申質物各板屋毫字 〈久津〉 (追記) 右件六人等生死同心進 納仍注狀謹以解	寶龜三年 八月廿九日	受 狄子公〈五百 文〉 勾羊〈四百 文〉 萩原稻買〈 三百文〉 大山部? 人〈四百文〉 占 部国人〈三百文〉 日下部名吉〈一 百文〉		
010	06.423	統二十三1	謹解	申請月借錢事	合壹貫漆伯文〈一月別 百文各十三文加進上〉 巧清成一貫文質布四 端 常乙足漆伯文質布 三端 右錢當料給時本 利并依員將進納仍注狀 以謹解	寶龜三年 十二月五日			
011	06.424	統三十一8	物部小 千足解	申可進納布事	合調布貳丈壹尺 右件 布者以今料給時將進上 仍注狀以解	寶龜三年 十二月廿日			

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
012	06.424-425	統二十三3-4	謹解	申請月借錢事	合壹貫〈一月利百卅文／質物布施料調布者〉 念林宅成伍佰文 大坂廣川 伍佰文 上件 錢請人等生死不論同心 請如前	寶龜三年十二月廿五日			
013	06.425	統二十三2	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈利月別百卅文／質布四端〉右限 三箇月内將如數儲進納若過期賜料進納仍注 狀以解	寶龜三年十二月廿七日	八木宮主	償人 刑部廣濱 債人 氏部小勝	
014	06.425-426	統二十三5-6	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈加利月別百卅文〉田部國守伍伯文 〈質家一區地十六分之四一在物板屋二間／在左京九條三坊〉占 部忍男伍伯文〈質家一區地十六分之四一在物 板屋二間／在左京九條三坊〉右件錢者限二 箇月本利并將進上若期 過二人同心質家成沽進 納仍具注狀以解	寶龜三年十二月廿八日	田部國守 占部忍男		
015	06.426-427	統二十三7	謹解	申請月借錢事	合漆伯文〈利百別十三文〉質物家一区〈在京八條四坊地十六分之一四分之一在物板屋一間〉他田舍人建足二百文 棗内連真公五百文 右件錢限三箇月二人同心死生無闕本利并 將進納今以狀謹解	寶龜三年十二月廿九日	他田舍人建足 棗内連真公		
016	06.468-469	統二十三8	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈一月利百五十文〉右限二月内請 如件若過期日成一倍將 納仍注狀謹解	寶龜四年正月廿五日	受 念林宅成 相受 大坂廣川		
017	06.474	統二十三9	高向小祖解	申請用代錢事	合壹貫文 右件錢者限廿日許所請如件謹以解	寶龜四年二月十五日			
018	06.474-475	統二十三10	謹解	申請月借錢事	合肆伯文〈利百文別月十五文 質物夏衣服已云〉右件錢者來四 月內本利并如數進上仍 狀注以謹解	寶龜四年二月卅日	茨田千足	償 漢部佐美麿	
019	06.475-476	統二十三11	楊胡穗足解	申請月借錢事	合式伯文〈百文一月利十五文〉右件錢限一月之 內請如件仍謹申	寶龜四年二月卅日	受 穗足	證 高向小祖	
020	06.485-486	統二十三12	謹解	申請月借錢事	合肆伯文〈利百別十五文〉右件錢限一月之 內請如件仍謹申	寶龜四年三月十日	別家足	償人 巧清成 出雲雄麻呂	
021	06.509	統二十四1	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈加利百文別十五文〉右件錢望料 給時本利并將進納畢仍 狀具以注謹解	寶龜四年四月四日	専受 大友路万呂	償人 棗内真公	

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第二分冊

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
022	06.509-510	統二十四3	謹解	申請月借錢事	合六百文〈加利別月九 十文／質物家一区地卅 二分之一在板屋二間在 左京八條四坊〉 右件 錢限二箇月内加本利俱 進上注狀謹解	寶龜四年 五月	山部針間万呂	償 山部諸 公 證 高 向小祖	
023	06.510-511	統二十四4	謹解	申請月借錢事	合壹貰貳伯文〈質物布 四段／加利別百十五文 〉 右錢限二箇月本利 并進上若期日過者質物 成沽將進納仍狀具注以 解	寶龜四年 四月五日	氏部小勝〈五百文 〉 田部国守〈七 百文〉		
024	06.511-512	統後二十8	謹解	申請借錢事	合壹伯肆拾文 右件錢 者來五月之内依員本利 共將進納仍注具事狀以 解	寶龜四年 四月六日	財磯足	證人 大伴 淨人	
025	06.512-513	統二十四5	謹解	申請月借錢事	合肆伯文〈利一月百文 錢加十五文〉質布貳端 右件錢料給日即質進 布矣、賣成加本利必將 進上仍注事狀謹以解	寶龜四年 四月六日	專請 置始清足	償 常乙足	
026	06.513	統二十四6	船木麿 謹解	申請月借錢事	合捌伯文〈百別利十五 文〉質布五端 右件錢 者料給時當本利依數將 進上仍注事狀謹以解	寶龜四年 四月六日		償 酒波麿	
027	06.514	統二十四7	謹解	申月借錢請事	合伍佰文〈一月百文別 十五文利加〉右件錢請 今到夏衣裁給本加利將 數如進單具注狀謹解	寶龜四年 四月五日	白髮部節麿〈貳百 文〉 秦廣津〈貳 百文〉 日下部名 吉〈佰文〉 參人 同心		
028	06.514-515	統二十四8	出雲乎 麻呂謹 解	申請月借錢事	合二百文〈別月利冊文 〉質調布一端 右件錢 望料給時本利並將進上 仍注狀謹以解	寶龜四年 四月六日		償人 葉内 真公	
029	06.515-516	統二十四9	謹解	申請月錢事	合三百文〈利冊伍文〉 質家壹區〈地一段板一 間／添上郡在山公鄉〉 右布施請而本利並進上 仍狀謹以解	寶龜四年 四月六日	山邊千足	證人 大宅 首童子 證 人 丈部濱 足 證人 山部針間万 呂 證人 金月足	知同心 山邊公 魚麻呂
030	06.516-517	統二十四 10	謹解	申請月借錢事	合陸伯文〈月別九十文 〉 右錢者至料給日并 本利進上仍注狀以解	寶龜四年 四月八日	箭集笠麻呂專請	償 葦浦繼 手	
031	06.517-518	統二十四 11	謹解	申請月借錢事	合錢七百文〈百利加十 五文〉 右錢限今月內 所請如件錄狀以解	寶龜四年 四月八日	僧葉榮狀 布師千 尋		使 沙 弥慈詔
032	06.518-519	統二十四 12	謹解	申請月借錢事	合壹貰貳伯文各 十五文〉質物布五端 右件錢者料給時當將依 員本利並進納仍注事狀 以謹解	寶龜四年 四月九日	専給漢部佐美万呂	償 大友路 万呂 秦磯 上 刑部真 主 常乙足	
033	06.519	統二十四 13	謹解	申請借錢事	合壹佰文〈每月加利十 五文〉 右件錢限一箇 月請如前以解	寶龜四年 四月十日	受 石川宮衣 受 山部針間万呂		

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
034	06.519-520	統二十四 14	出雲乎 麻呂謹 解	申請月借錢事	合參伯文〈別月利十五文〉右件錢望料給時本利并將進上仍注狀謹以解	寶龜四年四月十四日	償人 丈部濱足		
035	06.520-521	統二十四 15	謹解	申請月借錢事	合肆伯文〈加利百別十五文〉右錢限一月進上如前注狀以解	寶龜四年四月廿三日	淨野人足 相受答 他虫麻呂		
036	06.522	統二十六6	謹解	申可進上錢事	合錢漆伯文〈本利依進置手實月日彼定之也〉右件錢山邊千足所有錢八百廿二文此則便欲官所留置事趣以先日結畢仍注狀以謹解	寶龜四年六月一日	使 沙弥慈詔 僧 葉榮 專受 山邊 千足		知布 師千尋
037	06.536	統二十一6	謹解	申請月借錢事	合六百文〈別月利九十文〉質布五端 右件錢望料給時、本利備將進上仍注狀謹以解	寶龜四年七月九日	專受 出雲乎磨	相證償 紀 豊人	
038	06.536-537	統後二十9	巧清成 解	申請月借錢事	合五百文〈利每百十五文〉右件錢限一箇月內請如件仍狀具注以解	寶龜四年七月十一日	償 音太部野上 償 坂上諸人		
039	06.539-1	統三十一9	常乙足 解		申請進上布直錢事 合布壹端 直錢二百文 右件布者料給當時好布則所進上如件仍注狀以解	寶龜四年八月十九日			
040	06.539-2	統三十一9	漢部佐 美磨解	申請進上布直 錢	布壹端 直錢二百文	寶龜四年九月一日			
041	06.540	統後二十 10	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈利月別百五十文〉右件錢者料給本利并將進納仍狀注以解	寶龜四年九月廿日	大羅嶋守		
042	06.540-541	統後二十 11	謹解	申請月借錢事	合貳貫文〈利者別貫百五十文〉丈部忌寸濱足 壴貫文 丈部忌寸益人 壴貫文 右限布施時必將進上仍錄狀以解	寶龜四年九月廿日		償人 金月 足	
043	06.541-542	統二十一7	謹解	申請月借錢事	合捌伯文〈利月別百五十文〉質布四端 右件錢料給日即依數將進上仍注狀謹以解	寶龜四年九月廿一日	請 置始清足	償人 八木 宮主	
044	06.542-543	統後二十 12	謹解	申請月借錢事	合壹貫漆伯文〈每月加利百別十五文〉答他虫麻呂伍伯文 漢部佐美麻呂漆伯文 淨野人足伍伯文 右件錢者至料給時進納仍今注狀以謹解	寶龜四年九月廿二日			
045	06.567	統後二十 13	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈質物家一區地十六分一板屋五間者利者百五十者〉右錢受人左京八條三坊即戶主從八位上大宅首童子同姓男小万呂件人死生同心請如件仍注狀解以謹	寶龜五年二月十日	大宅首童子		

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第二分冊

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
046	06.568	統二十一8	謹解	申請錢月借事	合捌伍佰拾文〈別月百文／利十五文〉質布參端 右給於料日共備本利將進仍錄事狀以解	寶龜五年三月六日	專請 葦浦継手	償物部吉 麻呂	
047	06.572-573	正四十四 17	謹解	申請月借錢事	合壹貫陸百文〈加一月百文利十五文〉 大友鯛萬呂肆百文 丈部新成陸百文 香山久須万呂陸百文 右件錢者當料給時依員將進上若三人中一人闕者二人同心進上仍注狀以解	寶龜五年九月十九日	大伴多比磨 丈部新成 香山久須万呂		
048	06.584	統々四十4 ウ71紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫伍佰文〈利百文別十五文〉質物國養 丈部長岡五百文 大生子敷五百文 額田部磯嶋五百文 右件錢者限來十二月上旬本利共將進上若有此中一人闕留人等同心依請數進納仍註事狀以解	寶龜六年九月廿二日	丈部長岡 大生子敷		
049	06.584-585	統々四十4 ウ61紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈加利別百十五文〉質物家一區〈在板屋一間四間／在左京二條六坊〉 右件錢者當料給時將並加本利進上若過期月質物成賣如數進畢仍注事狀具謹以解	寶龜六年九月廿七日	專受 船木麿	償人 他田 嶋万呂 物 部當石 工 淨成 占部 忍男 酒波 家麿	知申給 人大伴 淨人
050	18.210-211	統々三十九 2ウ104紙／ 統々三十九 3ウ1紙	念林宅 成解	申請錢事	合貳佰陸拾文 代進調布一端 右至料給日將進納仍注狀謹解	寶龜二年三月十四日			
051	19.296-297	統々四十1 ウ87紙	音太部 野上解	申請月借錢事	合壹貫文 音太部野上伍伯文 刑部真主伍伯文 右二人同心而限一箇月請如件仍具注狀以解	寶龜三年十二月三日			
052	19.297-298	統々四十1 ウ86紙	丈部濱 足解	申請月借錢事	合壹貫文〈利者百卍〉 質物壹区〈地十六分之半板屋三間在右京三條三坊口分田三町八段在葛下郡〉 右限一箇月本利並將進上若期日過者妻子等質物成賣如數將進納仍錄狀解	寶龜三年十一月廿七日	專受 濱足 男乙 人麿 益人 奥人	償人 他田 嶋万呂 償人 石川宮 衣 償人 金月足	
053	19.298-299	統々四十1 ウ85紙	謹解	申請月借錢事	合八百文質布三端 右錢限料給日即依數進上仍注狀以解	寶龜三年十二月一日	專 大坂廣川	償人答他虫 麻呂	
054	19.299-300	統々四十1 ウ84紙	大伴真 尋解	申請月借錢事	合肆伯文〈一百文加利十三文／質物布二端〉 右錢月借受給如件仍手實以解	寶龜三年十二月廿五日		償 刑部廣 濱	
055	19.300	統々四十1 ウ83紙	謹解	申請月借錢事	合伍佰文〈一月利六十五文〉質物板屋一間 右件錢者限一箇月本利依員進上仍注事狀謹解	寶龜三年九月一日	僧行芬 布師千尋		

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
056	19.301	統々四十1 ウ82紙	謹解	申請月借錢事	合伍佰文〈一月利六十五文／質物可給料布者〉右限一月内請如件仍注狀謹解	寶龜三年九月十日	念林宅成	償 大坂廣川	
057	19.301-303	統々四十1 ウ81紙-80紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫捌伯文〈利每百文加十三文〉質物布陸端 右錢限料給日將進納仍注狀具謹解	寶龜三年九月十日	專請人 壬生廣主	償人 他田嶋万呂 債人 八木宮主 債人物部當石 債人 刑部廣濱	
058	19.303-304	統々四十1 ウ80紙	謹解	申請月借錢事	合貳貫肆伯文〈利月別三百十二文〉質布十端 刑部廣濱壹貫文〈質布四端〉八木宮主壹貫文〈布四端〉箭集笠 麻呂貳伯文〈布一端〉葦浦繼手貳佰文〈布一端〉以前人等限料給日四人同心進納仍注狀、以解	寶龜三年九月七日	刑部廣濱 八木宮主 箭集笠麻呂葦浦繼手		
059	19.304-305	統々四十1 ウ79紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫參佰文〈別百利十三文〉 秦吉麻呂〈質物布三端／錢捌佰文〉 大坂廣川〈質物布二端／錢伍佰文〉 右當料給時本利并進納解仍注狀以解 (追筆)二人同意請解	寶龜三年九月八日	秦吉麻呂 大坂廣川		
060	19.305-306	統々四十1 ウ78紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫五百文〈月別利一百九十五文／質物佐村板二間屋〉右件錢者十月内冬衣服給即絕一匹半本利并將進上仍狀注以謹申	寶龜三年九月八日	物部首乙麻呂〈一貫文〉 唐廣成〈五百文〉	償人 三鷗船長	
061	19.306-307	統々四十1 ウ77紙	謹解	申請月借錢事	合貳貫文〈別月壹貫文加利百卅文〉 山部針間麻呂壹貫文 大友路麻呂壹貫文 右件錢望布施給時本利并將進納仍二人等生死同心注狀具以謹解	寶龜三年九月八日	山部針間麻呂 大友路麻呂		
062	19.307-308	統々四十1 ウ76紙	謹解	申請月借錢事	合錢伍貫肆佰文〈利加貫別百卅文〉 番上丈部濱足錢壹貫文〈質物布四端〉 古兄人錢壹貫文〈質物布四端〉 栗内真公錢壹貫文〈質物布四端〉 坂上忌寸諸人錢壹貫文〈質物布四端〉 古部忍男錢壹貫文〈質物布四端〉 淡海金弓錢肆佰文〈質物布二端〉 右錢到布施給時本利共將進納仍取六人署名謹以解	寶龜三年九月七日			

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)	
063	19.309-310	統々四十1 ウ75紙	謹解	申請月借錢事	合貳貫玖佰文〈利各十三文〉質調布壹拾壹端 番上鬼室石次壹貫文 〈布四端〉 物部常石 壹貫文〈布四端〉 舟木麻呂伍佰文〈布二端〉 大伴真尋佰文〈布一端〉 右件錢至料日 依數將進上仍錄其狀以解	寶龜三年 九月七日				
064	19.310	統々四十1 ウ74紙	解	月借錢三百文	右錢要須照趣使付可給下	七月八日	念林老人			
066	19.311-312	統々四十1 ウ72紙	謹解	申請月借錢事	合伍伯文〈利每百文加十三文〉 右件錢限二箇月内將本並進上仍注 事狀謹解	寶龜三年 六月十六日	専受金月足	償 丈部濱 足		
067	19.312	統々四十1 ウ71紙	坂合部 秋人解	申請月借錢事	合參佰文〈利百別十三文〉質物板屋壹間 右 件錢限一箇月依貢本利 加進納仍具注事狀謹解	寶龜三年 六月十五日		償 布師千 尋		
068	19.313	統々四十1 ウ70紙	謹解	申請月借錢事	合參伯文〈質大刀身三隻/利每百文加十三文〉 右限一箇月内受給 仍注事狀以解	寶龜三年 四月十四日	専受人 秦國依	償 金月足		
069	19.313-314	統々四十1 ウ69紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫〈毎月百文利十三文〉質物婢阿古女〈年冊〉 右限二箇月内 所請如件若不得進納者 質物沽成將進上今注事 狀以解	寶龜三年 四月二日	玉作廣長		相知受 客乙 麻呂	
070	19.314-315	統々四十1 ウ68紙	謹解	申請月借錢事	合陸伯文〈毎月加利七八文〉 右件錢限一 箇月内所請如件仍注事 狀謹申	寶龜三年 三月五日	秦道形 大羅嶋守			
071	19.315-316	統々四十1 ウ67紙	謹解	申請月借錢事	合伍佰文〈加利毎月各 十三文/質物家既在左 京五條七坊〉 右件錢 者當布施給時進納仍注 事狀謹解	寶龜三年 二月廿一日	石川宮衣	償 陽胡穗 足		
072	19.316-317	統々四十1 ウ4紙	謹解	申請月借錢事	合參佰文〈利一月百別 十三文加〉 質物板屋 一間長二丈廣一丈二尺 右件錢者十月限請如 件依注状謹解	寶龜三年 九月十三日	受針間父万呂	證人泊子公		
073	19.317-318	統々四十1 ウ3紙	謹解	申請月借錢事	合參伯文〈將進一月利 卅九文〉 右錢者限壹 箇月内備本利將進納仍 注狀以解	寶龜三年 八月卅日	給 當麻宅養	償人 常世 真吉		
074	19.318	統々四十1 ウ2紙	謹解	申請月借錢事	合陸伯文〈利月別七八 文〉 右件錢者給料 本利具備將進上仍注事 謹解	寶龜三年 九月二日	専受 若倭部益国	償 秦度守 相證 高 向小祖		

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
075	20.312-314	統々四十2 ウ1-2紙	謹解	申請月借錢事	合錢壹貫肆伯肆拾文〈別月加利百五十六文〉 番上念林老人錢百文 甘荊國足錢百廿文 陽 侯穗足錢百廿文高向少 祖百廿文 石川宮衣百 廿文 夜部播磨万呂百 廿文 支部濱足百廿文 秦吉麻呂百廿文 古兄 人百廿文坂上諸人百廿 文 田部國守百廿文八 木宮主百廿文 右錢限 一箇月本利共進納仍錄 状謹以解 (追記) 一 後給二百冊文不加利云	寶龜三年 九月十六 日	高向小祖 石川宮 衣 陽侯穗足 文 部濱足 古兄人		
076	20.317-318	統々四十2 ウ3紙				寶龜三年 十月十口 〔一カ〕 日	大友路□□〔万呂 カ〕	償 山部針 間万呂 償 栗内真公 償 物部 常石	
077	21.239-240	統々四十2 ウ8紙	謹解	請借錢事	合三百文 右件錢真者 來年調持友定以上進申 事伏(状) 貝注謹以解	寶龜四年 正月十日	土師部古麻呂		
078	21.240	統々二十四 5ウ38紙		請借錢事	合五十文	二月十八 日	阿刀人成		
079	21.268	統々三十三 2ウ82紙	謹解	申請月借錢事	合參佰文 工清成百文 秦磯上百文 刑部真 主百文 右件錢者限一 箇月三人同心請如件仍 貝注狀以謹解	寶龜四年 十一月四 日	刑部真主 工清成 秦磯上		
080	21.418	統々四十2 ウ4紙			右錢月借受給而施料給 時必將報納仍注狀灼手 實以解	寶龜四年 四月三日	真尋状		相知 壬生廣 主 八 木宮主
081	22.001	統々四十1 ウ103紙	謹解	申請月借錢事	合壹佰文〈一月利十五 文〉 右件錢者限一箇 月本利并進上仍注具狀 謹解	寶龜四年 五月十二 日	布師千尋		
082	22.038-039	統々四十1 ウ104紙				寶龜四年 五月卅日	淨成謹狀	證 高向小 祖	
083	22.051-052	統々四十2 ウ31紙	八木宮 主解	申請月借錢事	合捌伯文〈利月別百廿 文〉 右限二箇月內將 本利如數備儲進上若過 期月賜料布依數進上仍 注狀以解	寶龜四年 七月十二 日	八木宮主	償人 秦吉 麻呂 償人 刑部廣瀧 償人 金月 足	
084	22.052	統々四十2 ウ30紙	謹解	申請月借錢事	合壹伯文〈利加十五文 〉 件物者限一箇月早 進納仍注狀以	二月七日	秦吉麻呂		
085	22.058-059	統々二十三 3ウ2紙	謹解	申沽布事	壹端 解直錢貳佰文 右件布料給日即在中吉 乎將進上 仍注狀謹以 解	寶龜四年 八月二十 二日	請置始清足		

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本文	日付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
086	22.377	統々四十2 ウ36-37紙	謹解	申請月借錢事	合參貫文 大伴路万呂 一貫文〈質物布四端〉 船木麻呂五百文〈質物布二端〉 中臣船万呂五百文〈質物布二端〉 占部忍男五百文〈質物布二端〉 酒波家万呂五百文〈質物布二端〉 右件錢請人等生死同心結望料給時本利具備依員將進上仍注狀具謹以解	寶龜五年 二月一日	結上大友路万呂 船木麻呂 中臣船 麻呂 占部忍男 酒波家麻呂		
087	22.378	統々四十2 ウ38紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫漆伯陸拾文〈利百文別加十五文〉 質物布陸端 陽侯史穗足貳伯文 壬生廣主貳伯文 草浦繼手壹伯文 中臣船木麻呂貳伯文 音太部野上壹伯文 采女千繩壹伯陸拾文 卜部忍男壹伯文 采内真公貳伯文 工清成壹伯文 物部吉麻呂壹伯文				
088	22.381-382	統々四十3 ウ13紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈利如進入者〉質家也 右件錢忽依有所用一月之間所請如前仍注事狀附葛万呂申送以解	寶龜五年 三月廿九日	付葛万呂 主奴 美努船長 状上		謹上 経所衛 紙末申 船長今間 有暇日甚多欲 參織布乞欲可 不之狀聞食
089	22.415-416	統々四十2 ウ35紙	謹解	申請月借錢事	二百文 右錢限一月內所請如件謹以申	寶龜五年 四月廿七日	高向小祖		
090	22.416	統々三十一 4ウ21紙			状具以解	寶龜五年 四月廿八日	專受 五百木部眞勝	債人 石川 宮衣	
091	22.416-417	統々四十2 ウ33紙	謹解	申請月借錢事	合參伯文〈利每百文加十五文〉 右限一箇月內本利并將進上仍注狀以解	寶龜五年 四月廿九日	金月足 丈部濱足		
092	22.417-418	統々四十4 ウ127紙	謹啓	申請借錢事	合錢參貫文 質物家一區 右件錢一箇月之間恐々所請如件謹啓	寶龜五年 五月十六日	上馬養 男上藤万呂 上氏成		
093	22.418	統々四十4 ウ127紙	謹啓	申請借錢事	合錢參貫文 質物口分田二町 右件錢一箇之間恐々所請如件謹白	寶龜五年 五月十六日	上馬養 男上藤万呂		
094	22.428-429	統々四十2 ウ70紙	謹解	申請月借錢事	合壹貫文〈加利別百文十五文〉 韓國千村肆伯文 采内真公陸伯文 右件錢當料給日本利共將進納仍二人同心注事狀謹解	寶龜五年 七月十七日	韓國千村 采内真公		

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)	
095	22.585-586	統々四十2 ウ81紙	□ □ 〔謹解 カ〕	□□□□□□ 〔申請月借錢 事カ〕	合錢壹貫伍伯文 生江 秋麻呂捌伯文 阿刀歲 足漆伯文 右件錢當料 給時將加本利如數進上 仍注狀謹以解	寶龜五年 九月十九日	生江秋麻呂 阿刀 歲足	償 秦磯上	依員行 公	
096	22.586	統々四十2 ウ80紙	桑内真 公解	申請月借錢事	貳佰文〈利百別十五文〉 右件錢限料給日本 利並將進納了注狀以謹 解	寶龜五年 八月十三日	償人 物部常石			
097	22.587	統々四十2 ウ65紙	謹解	申請月借錢事	合錢壹貫貳伯文〈加利 別百十五文〉 生江秋 麻呂陸伯文 阿刀歲足 陸伯文 右件錢當料給 時將如數本利加					
098	22.587-588	統々四十2 ウ66紙	謹解	申請月借錢事	合參貫陸伯文〈利百別 十五文〉 他田嶋麻呂 一貫文刑部真主八百文 音太部野上一貫文占 部忍男八百文 右件錢 者四人同心當料給日本 利共					
099	22.588	統々四十2 ウ63紙	謹解	申請月借錢事	合玖百文〈別一百利十 五文〉					
100	22.588	統々四十3 ウ2紙	謹解	申請月借錢事	合錢壹貫五百文〈加利 別百十五文〉					
101	23.002-003	統々四十3 ウ5紙	謹解	申請月借錢事	合貳貫貳伯文〈利每百 文加十五文〉 金月足 請壹貫文 丈部忌寸濱 足陸伯文 丈部忌寸益 人陸伯文 右件錢當布 施時將進上仍錄狀以寶 龜五年九月十五日	解				
102	23.003-004	統々四十3 ウ6紙	大羅嶋 守解	申請月借錢事	合參伯文〈利別百文／ 十五文加〉 右限二箇 月本利並將進納仍注 狀以謹解	寶龜五年 九月十八日	大羅嶋守謹狀			
103	23.051	統々四十4 ウ19紙-18 紙	□〔謹 解〕	申請月借錢事	參貫肆伯文〈利百別十 五文〉 舟木直麻呂六 百文 占部忍男七百文 桑内真公八百文 他 田嶋麻呂四百文 刑部 真主六百文 酒波家麻 呂五百文 工淨成五百 文 右件錢當料給時本 利并依數將進上若一人 闕遣人等依數進納仍事 狀具注以解	寶龜五年 九月十九日				
104	23.179	統々四十4 ウ19紙-18 紙				寶龜五年 十一月卅日	金月足 丈部演足			
105	23.180	統々四十3 ウ27紙	謹解		申請月借錢事 合錢壹貫文〈加利別百 文十五文〉 右件錢限 一箇月內加利本如數將 進上仍注事狀謹以解	寶龜五年 十二月一日	大網嶋守謹狀	證人 大伴 淨人		

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
106	23.516	統々四十3 ウ62紙	謹解	申請月借錢事	合貳伯文〈利者百別十五文〉右件錢當料給時本利共進上仍注状解	寶龜六年五月卅日	山部針間麻呂	償人丈部濱足	
107	23.568-569	統々四十4 ウ62紙	謹解	申請月借錢事	合五伯文〈利百別十五文〉質布三端 右錢進者限料給日本利依員進納仍注状以解	寶龜六年十一月十五日	刑部廣演	償 物部彝石 償 大春日鳥養	徵成將進人大伴淨人
201	03.391	統二十五1	謹解	申請出挙錢事	合錢二百冊文〈限半倍 質門田一段〉右件錢秋時不過成而進上謹解新田部宿祢入加惠加良古宇都久志女二人生死同心成而進上■謹申	天平勝寶二年五月六日			
202	03.395	統二十五2	謹解	申出挙錢請事	合請錢四百文 高屋連兄勝 質口分田二段相妻笑原木女 女稻女 阿波比女 □〔右カ〕人生死同心八箇月内半倍進上若期月過者利加進上謹解 若年不過者稻女 阿波比女二人身入申	天平勝寶二年五月十五日			
203	03.405	統二十五3	謹解	申請出挙錢事	合錢肆佰文〈質式下郡十三條卅六走田一町〉受 山道真人津守息長真人家女 山道真人三中 右件三人死生同心限八箇月半倍將進上若不進上者息長黒麻呂將進上仍錄状以解	天平勝寶二年五月廿六日	息長真人黒麿		
204	03.406	統後二十1	謹解	申請借貸錢事		天平勝寶二年六月五日			文進人大倭目佐伎万呂
205	04.261	統後二十2	謹解	申請借錢事	合錢壹貫文 右件錢請借貸以来七月上旬依數將進納仍具注狀謹解	天平寶字二年二月	下走 上道真淨		
206	04.273	統四十六1	謹啓	請錢借事	合錢壹貫〈卅日許〉右請月借一月限本利并必納報仍狀注謹白	天平寶字二年六月廿七日	真養謹狀		使刑部阿古賣
207	04.507	統二十五6	謹解	申請商錢事	合伍貫文 右錢限八箇月成半倍將進納若過期月成壹倍將進納仍舉事狀謹以解	天平寶字五年八月廿九日	丸子人主	保 漆部造枚人	
301	06.570	統三十一10	謹解	申請布施留欲事	合長布五四 右依經師丸部人君可出錢壹貫二百文所請如件仍此趣照給處分垂給謹以申	寶龜五年七月八日	僧恵禪		

ナンバー	大日本古文書	所属	書出文言	事書き	本 文	日 付	日下、署名	償・證・保等	備考(使等)
302	15.441	統々四十五 3ウ14紙			秦乙公百 秦立人百文 調乙万呂百文 大伴 諸人冊文 倉古万呂八 十文 神人廣万呂百文 日下部廣人六十 調 玉足百文 右件人等以 去五年十二月廿七日請 月借錢未報逃亡是為冒 名石山寺仕間食故好解 吉成尊其人面見如所注 此書員折請欲給恐々以 解	六年三月 廿七日	鳥取国万呂状		
303	23.569	統々四十4 ウ50紙	謹啓	申可進錢期事	合四百文 右以錢十一 月八日必依數進上若期 日過者罪重請返上仍狀 注、謹以解				